

青森県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年十一月二十一日

青森県後期高齢者医療広域連合議会議長

長谷川寛

青森県後期高齢者医療広域連合議会規則第一号

青森県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合議会会議規則（平成十九年青森県後期高齢者医療広域連合議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「事故」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、同条に次の一項を加える。

2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

第七十三条第一項中「請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名とする。次条第二項において同じ。）」を「及び請願者の住所」に、「押印」を「署名又は記名押印」に改め、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、同条第二項中「請願を」を「前二項の請願を」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用いて、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。